

大田原市告示第113号

自動車臨時運行に関する規則第5条第2項の規定により、別紙の自動車臨時運行許可番号標を無効告示する。

平成29年8月17日

大田原市長 津久井 富雄

(別紙)

自動車臨時運行許可番号 標	事由
栃26-44	き損
栃26-45	き損
栃28-43	き損
栃28-44	き損
栃28-45	き損
栃28-46	き損
栃28-47	き損
栃28-48	き損
栃38-54	き損
栃38-55	き損
栃38-56	き損
栃38-57	き損
栃38-58	き損
栃38-59	き損
栃38-61	き損
栃38-62	き損
栃木33-02	き損
栃木33-03	き損
栃木33-34	亡失
栃 6-08	亡失
栃23-57	亡失
栃25-64	亡失
栃38-60	亡失
栃23-50	き損
栃木33-17	亡失